

リサイクル家電は適正に処分しましょう



問合せ先/環境衛生課 (979-8112)

廃家電4品目 {エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機} はリサイクルすることが法律で定められているため、町では収集も受け入れも行っていません。廃棄するときは、必ず決められた方法で処理してください。なお、処理するにはリサイクル料金が発生します。

対象となる家電とリサイクル料金

製品	区分	金額
エアコン(室外機を含む)	なし	2,100円~15,750円
テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)	16型以上	2,835円~3,795円
	15型以下	1,785円~3,270円
冷蔵庫・冷凍庫	171ℓ以上	4,830円~5,869円
	170ℓ以下	3,780円~5,344円
洗濯機・衣類乾燥機	なし	4,830円
	なし	2,520円~3,444円

メーカーによって金額が異なりますので、郵便局窓口(978-4110)または、家電リサイクル券センター(0120-319640)にご確認ください。



▲不法投棄されたリサイクル家電

処理方法

- ①購入した販売店または買い換える販売店に引き取ってもらう。
- ②指定引取場所に直接持ち込む。(持ち込む前に郵便局で家電リサイクル券を購入してください)
 <近隣の指定引取場所>
 ・セキトランスシステム(株)営業センター(長泉町納米里 515-1 988-6868)
 ・日本通運(株)沼津支店間門倉庫(沼津市西間門 263-3 954-3883)
- ③函南町シルバー人材センター(979-5325)に依頼する。
- ④町内の引取協力小売店に引き取ってもらう。
 <協力小売店>
 ・(有)山口電気(函南町間宮 198-1 978-5518)
 ・モリ電化(函南町大土肥 208-1 978-6362)

※③、④の方法で処理する場合は各店舗に料金をお問い合わせください。

不要になったパソコンは資源利用促進法で、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。回収はメーカーに直接お申し込みください。



野外焼却は禁止されています

問合せ先/環境衛生課 (979-8112)・田方北消防署 (978-0119)

野外焼却は、法律や県の条例により、一部例外を除いて禁止されています。屋外でゴミを燃やすことは、煙やにおいで生活環境に影響を与えるだけでなく、隣近所の迷惑になることもあります。家庭用の小型(簡易)焼却炉やドラム缶を利用しても同様です。家庭から出るゴミはごみ収

集日に出し、大きなものは焼却場へ直接持ち込みをお願いします。また、農業のためのやむをえない焼却などの例外行為であっても、周辺に迷惑や不安を与えることが多いので、事前に消防署と環境衛生課にご連絡をお願いします。



STOP! 不法投棄!

—ごみのないきれいなまちへ—



問合せ先/環境衛生課 (979-8112)・ごみ焼却場 (974-0223)

町民の皆さんの暮らしから生じるごみは、決められたルールで出してもらい、町が収集しています。しかし、ごみの不法投棄が後を絶ちません。

ごみを不法投棄されてしまった地域の皆さんは、後片付けに苦勞をされています。皆さんの協力でごみのないきれいなまちにしましょう。

不法投棄通報件数

環境衛生課に連絡のあった件数を集計

不法投棄場所・年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
川、水路	2	3	1	1	1	8
山林	1	4	7	4	9	25
畑	1	4	1	0	1	7
道路	4	6	2	6	0	18
その他	5	11	4	4	5	29
計	13	28	15	15	16	87

~罰則~

不法投棄は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」によって禁じられています。違反した場合、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金に処せられます。



町内の山間地域や林道などに不法投棄された大量のごみ

不法投棄の現状
 不法投棄を行う人は、面倒だからという身勝手な考えや、処理費用が惜しい、適正な処理を確認しなかつたという理由などによって行われているようです。

不法投棄防止対策
 空き地などの管理をきちんとすることや、近所の人と声を掛け合い、ごみなどが散らばっていないように清掃を心掛けるなどは有効な防止策です。

不法投棄は、ごみが散乱している場所や、人が来ないような場所が狙われることが多いと言われています。町では、不法投棄防止対策として、不法投棄パトロール、防犯カメラによる不法投棄の監視、町内各所に不法投棄防止看板の設置、住民に不法投棄防止看板を提示するなどの取り組みを行っています。

不法投棄を発見したら
 不法投棄を発見したら、環境衛生課にご連絡ください。その場合は、不法投棄された状態のままにしておいてください。個人名など、わかる物がある場合は警察と一緒に現地を調査します。不法投棄された物の処理については環境衛生課にご相談ください。

ごみ処理は適切に
 町では、1週間に2回の燃やせるごみの収集と月に1回ずつの不燃ごみや資源ごみなどの収集を行っています。収集日に出せなかった場合は、次回の収集日に持込んでください。

ごみの分別方法や料金に関して不明な点は、環境衛生課またはごみ焼却場へお問い合わせください。